

令和8年度 第1回 富山県環境審議会 野生生物専門部会 議事概要

1 日 時 令和8年6月25日（木）14時～16時

2 場 所 富山県農協会館 802 会議室

3 出席者 高橋部会長、青野特別委員、石黒専門員、黒田専門員、高岡専門員、
間宮専門員、丸之内専門員、村井委員

4 議事及び主な意見

（1）審議事項「富山県ツキノワグマ管理計画の変更について（狩猟期間の延長）」

（委員等）

北東北3県は狩猟期間を11月1日から延長している。富山県においても、この時期は比較的標高が低いところにクマが滞留している可能性を考えると、狩猟期間の前倒しを検討すべきだと考える。

（事務局）

5月28日に開催した富山県野生鳥獣保護管理検討委員会において、専門家から狩猟期間の始期の延長については安全面の確保を第一に考えるべきとのご意見を頂いた。

落葉の時期が北陸と東北で2週間ほど異なることから、狩猟における見通しの確保が難しいとの理由からである。安全面に対する懸念が残ることから、始期延長は見送りとし、終期6週間の延長を実施する趣旨である。

（部会長）

北東北3県ではイノシシ、ニホンジカの狩猟期間が銃猟を含めて前倒しになっている。

富山県の場合は、イノシシ、ニホンジカの銃猟に関しては前倒しになっていないが、このこともツキノワグマの狩猟期間の延長を検討するうえで関係しているのか。

（事務局）

狩猟期間の延長を検討する上では安全面を重視している。

クマの始期を延長するとなれば、イノシシ、シカの延長も考えていたが、専門家の方々の意見も踏まえた結果、始期延長を見送る形となった。

(委員等)

3月の時期はイヌワシやクマタカといった猛禽関係の繁殖もあるので、繁殖の障害にならないような狩猟を行う配慮が必要。

また、反対意見にもあるように、外部から入ってくるハンターと地元で活動するハンターとの間で軋轢が生じる懸念がある。

加えて、延長したときに効果検証はもちろん、こういった地域で捕獲があったのか、整理していく必要がある。

(事務局)

確かに猟場の問題はあと思う。猟友会の方々と意見交換をしながら対応を考えてまいりたい。

(委員等)

資料2-3の表4より、令和7年度に数年ぶりに果樹の被害が出ている。

この果樹どのような作物なのか、山手なのか平野なのか、収穫期における被害ということであれば秋前になると思うので、令和9年度以降も前倒しについて検討して欲しい。

(事務局)

被害時期は不明だが、令和7年度の被害額150万円の内訳について147万が砺波市の中山間地のカキと聞いている。去年まではなかったが今年からカキの被害があり、周りに電気柵を施工しているところ。

(委員等)

期間の延長に伴う効果について、効果測定はされるのか。また、この効果を記載するうえでの根拠について教えて欲しい。

(事務局)

東北3県の延長の根拠を勉強し、そのうえで考えられる効果ということ

クマの市街地への出没については、里山の人口減少等によりクマが人を恐れにくくなっていることが一因とされており、狩猟機会の拡大による追い払い効果が出没抑制につながることを期待している。

個体数管理については、積雪の影響もあり捕獲頭数の増加は不確実であるが、従来から狩猟による捕獲頭数は多くないため、劇的な効果は見込んでいないものの、一定程度は個体数管理に寄与すると考えている。

また、ハンターの高齢化による担い手不足が全国的な課題となる中、狩猟機会の拡大は捕獲技術の継承や担い手育成にも資すると考えている。県が令和8年4月から5月に実施

した春季捕獲においても、ベテランハンターの指導のもとで中堅ハンターが捕獲技術を習得するなど一定の効果が確認されており、今回の狩猟期間延長についても同様の効果を期待している。

(委員等)

若齢個体が独立する際に山地から里地へ移動する可能性もあることから、狩猟期間延長による出沒抑止効果については期待するほどの効果が得られない可能性がある。

また、捕獲個体の分析によって、市街地への出沒や人身事故の防止につながればよいと考える。

(委員等)

クマへの関心が高まっている中、狩猟期間の変更について関係者や県民へ十分に周知し、事故の防止に努める必要がある。

特に林業関係者の安心安全に注視しているので、その点をお願いしたい。

(委員等)

これまででも有害捕獲したクマについて胃内容物を調査し、その結果を対策に活用してきた。過去の調査では、農家の高齢化等によりブドウやリンゴの栽培をやめる事例が増えた時期に、従来あまり確認されなかったカリンや稲穂、草の種子などが胃内容物から確認されたことがあった。こうした分析を通じて、クマの食性や生活環境の変化を把握し、その変化がどのように起こっているのかを検証していくべきである。

(部会長)

管理計画には捕獲個体の処理として、「捕獲個体は、個体計測の上、指定部位を採取・分析し生態解明に努める」との記載がある。

狩猟者登録の際も、この辺りについて協力を求めていると思うが、改善できる余地があるのであれば、県へご相談・ご指導いただければと思う。

ご討論いただいたが、ツキノワグマ管理計画の一部変更については、異議もないことですから、ご提案のとおりしたいと思います。

（２）審議事項「富山県ニホンザル管理計画の変更について（加害レベルの見直し等）」

（委員等）

ニホンザルはクマと異なり狩猟対象種ではなく、狩猟による圧を与えることができない動物である。そのため、有害捕獲による対応が中心となるが、群れの加害レベルを１段階増やしてレベル０から５にするという考え方はありがたい。

実際には農作物被害が相当程度発生しており、特に統計に表れにくい家庭菜園での被害が多いと感じている。そのため、補助や支援も含めて地域住民を巻き込みながらサルに圧をかけ、山へ追いやるという考え方で進めていくことが重要ではないか。

また、雪解けの影響かどうかは分からないが、以前より里へ下りてくる時期が早くなっているように感じる。今年も既に里山ではジャガイモの被害が見られ、まだ大きく育つ前の小さいイモを掘り返して食べている。器用に掘り返し、青くなってソラニンが形成された皮だけを残して中身を食べている状況も確認されている。

雄個体を選びすぐってある程度捕獲し、群れ全体の繁殖能力を下げる取組を進めているところである。雌ではなく雄を狙う理由としては、春から秋にかけて市街地に出没するハナレザルを抑える意図がある。

（事務局）

ハナレザルについても状況に応じて捕獲許可を出すなどして被害防止に努めていきたい。

（委員等）

加害レベルをこれ以上高くしないよう、被害防除を含めた取組を進めないと同じような循環になってしまう。市町村は多様な種類の動物への対応を担っており大変だと思うが、大型獣も含めて電気柵等を計画的に配置していくことが必要である。どこに何を設置すればどの種類の被害を防げるのかという全体像を踏まえ、計画的な被害防除のプランニングを進めることが重要ではないか。

（委員等）

環境省でもニホンザルの特定計画のガイドラインを作成しており、資料提供させていただいている。今回の計画も環境省のガイドラインと整合をとる形で作成されていると認識している。今後も環境省としてガイドラインの提供や地域の情報共有を行っていきたいと考えている。

(部会長)

レベル4とレベル5の違い及びレベル5新設により期待される効果について教えて欲しい。

(事務局)

レベル5は、市街地への出没を繰り返すなど、追い払いだけでは改善が見込めず、市街地に執着している群れを対象としている。被害発生リスクが高いことから、捕獲を先行して群れの規模を縮小し、最終的には群れの除去を速やかに進めることで被害防除を図るものである。群れの規模を縮小することで追い払いの効果が高まるほか、地域住民の被害防除に対する意識向上も期待している。レベル4についても群れの除去を検討するが、レベル5は特に被害を与える可能性が高い群れを対象として、優先的かつ迅速に対応する点が異なる。

(委員等)

保育園の園庭にサルが出没して遊具に上り、職員が近づくと威嚇を受けるため園庭が利用できなくなる事例や、スクールバスの乗降時に児童が威嚇を受ける事例もある。こうしたケースはレベル4とレベル5のどちらに該当するのか気になるところであるが、基本的には群れが出てこないよう継続して圧をかけていく必要がある。そのため、集落単位での防護柵や電気柵の設置を進めていくことが重要であり、予算面の課題もあることから、国・県を含めた支援体制の充実をお願いしたい。

(事務局)

レベル設定については、市町村と県で研修会等を開催しながら適正に運用していきたいと考えている。また、そのような現状が見られる地域については県としても状況を把握し、どのような手法がより効果的な捕獲につながるのかを含めて検討していきたい。

(部会長)

それでは、ニホンザル管理計画の一部変更については、ご提案のとおりしたいと思います。

(1) 報告事項「第14次鳥獣保護管理事業計画及び第2種特定鳥獣管理計画の策定（ツキノワグマ、ニホンジカ、カワウ、カモシカ）について」

今年度、策定作業が必要な第14次鳥獣保護管理事業計画及び第2種特定鳥獣管理計画について、事務局より、現行計画の概要や主な検討課題、スケジュール等について説明を行ったのち、意見や情報の交換を行った。